

○内閣府
農林水産省 令第 号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

農林水産大臣 小里 泰弘

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の

規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第十一条の四第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者)</p> <p>第十条 法第十一条の四第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 当該組合を所屬組合とする特定信用事業代理業者（個人に限る。以下この号において「個人特定信用事業代理業者」という。）に係る次に掲げる会社その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）</p> <p>イ 当該個人特定信用事業代理業者がその総株主等の議決権（法第十一条の二第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。第五十七条の三十五第三項及び第五十七条の四十五第二項を除き、以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（法第十一条の二第二項前段に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）</p> <p>ロ 〔略〕</p> <p>五 〔略〕</p> <p>2 前項第三号に規定する「親法人等」とは、他の法人等（令第十条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。第五十七条の四第一項及び第五十七条の四十を除き、以下同じ。）の意思決定機関（令第十条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下同じ。）を支配して</p>	<p>(法第十一条の四第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者)</p> <p>第十条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 当該組合を所屬組合とする特定信用事業代理業者（個人に限る。以下この号において「個人特定信用事業代理業者」という。）に係る次に掲げる会社その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）</p> <p>イ 当該個人特定信用事業代理業者がその総株主等の議決権（法第十一条の二第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項前段に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）</p> <p>ロ 〔同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>2 前項第三号に規定する「親法人等」とは、他の法人等（令第十条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。第五十七条の二及び第五十七条の四十を除き、以下同じ。）の意思決定機関（令第十条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下同じ。）を支配して</p>

配している法人等として次に掲げるもの（財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいい、前項に規定する「子法人等」とは、同項第三号に規定する親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及びその子法人等又は当該親法人等の子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該親法人等の子法人等とみなす。

一 「略」

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

「イ〜ハ 略」

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。第二十五条第一項第二号ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。第五十七条の三十九及び第五十七条の四十を除き、以下同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ 「略」

三 「略」

いる法人等として次に掲げるもの（財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいい、前項に規定する「子法人等」とは、同項第三号に規定する親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及びその子法人等又は当該親法人等の子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該親法人等の子法人等とみなす。

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。第二十五条第一項第二号ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。第五十七条の二及び第五十七条の四十を除き、以下同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ 「同上」

三 「同上」

〔3・4 略〕

(専門子会社の業務等)

第三十四条 「略」

〔2く4 略〕

5 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

〔6く13 略〕

14 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 「略」

〔3・4 同上〕

(専門子会社の業務等)

第三十四条 「同上」

〔2く4 同上〕

5 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

〔6く13 同上〕

14 「同上」

一 「同上」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

〔15～18 略〕

（特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項）

第五十七条の二 法第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔号を削る。〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

〔15～18 同上〕

（特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項）

第五十七条の二 〔同上〕

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

「号を削る。」

一・二
「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）
二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合に於ては、当該役員の氏名又は名称、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（第十条第二項に規定する「親法人等」をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。以下同じ。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三・四
「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第九十二条の三第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている準用銀行法第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第一項第一号ロ(1)の場合において、準用銀行法第五十二条の三七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十七条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十七条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十七条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。次号ロにおいて同じ。）に記載し

振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十七条の四 「同上」

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十七条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十七条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

た場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。（1）及び（2）並びに次号ニにおいて同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

（1）当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

（2）（1）に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ニにおいて同じ。）

「号を削る。」

一の二 個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。イ及びロ、第五十七条の七並びに第五十七条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十七条の七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ロ 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあっては、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

(1) 当該法人の子法人等

書面

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。第五十七条の七及び第五十七条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十七条の七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

② 当該法人の親法人等（第十条第二項に規定する親法人等をいう。）(3)において同じ。）（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

③ 当該法人の親法人等の子法人等（当該法人及び①に掲げる法人等を除く。）

「号を削る。」

「三〇十四 略」

2 前項第一号二(1)の場合において、個人が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（委託契約書の案の記載事項）

第五十七条の五 前条第一項第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇九 略」

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

「三〇十四 同上」

「項を加える。」

（委託契約書の案の記載事項）

第五十七条の五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇九 同上」

2 前項の規定は、前条第一項第四号に規定する特定信用事業代理業再委託者と特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、前項第三号及び第四号中「特定信用事業代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、同項第五号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第六号中「所属組合」とあるのは「所属組合及び特定信用事業代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

第五十七条の六 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第五十七条の四第一項第六号に規定する財産に関する調書又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項第一号において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上であることとする。

「一・二 略」

2 次に掲げる者は、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属組合（当該個人が特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行う場合は、当該特定信用事業代理業再委託者

2 前項の規定は、前条第四号に規定する特定信用事業代理業再委託者と特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第三号及び第四号中「特定信用事業代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、同項第五号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第六号中「所属組合」とあるのは「所属組合及び特定信用事業代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

第五十七条の六 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第五十七条の四第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

「一・二 同上」

2 「同上」

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属組合（当該個人が特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行う場合は、当該特定信用事業代理業再委託者

を含む。)が特定信用事業代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「略」

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合(法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた同条第一項に規定する銀行等にあっては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。)とする。

一 「略」

二 第五十七条の四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類に記載すべき事項に変更があった場合

三・四 「略」

2 特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(前項第三号に掲げる場合にあつては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し)を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第一項第二号に該当する場合の届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

4 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業

を含む。)が特定信用事業代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「同上」

(特定信用事業代理業者の届出等)

第五十七条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「同上」

「号を加える。」

二・三 「同上」

2 特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(前項第二号に掲げる場合にあつては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し)を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。
「項を加える。」

3 第一項第三号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業

別表第一（第五十七条の九関係）		
届出事項	記載事項	添付書類
〔略〕		
<p>5 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p>		

別表第一（第五十七条の九関係）		
届出事項	記載事項	添付書類
〔同上〕		
<p>4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p>		
<p>特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更</p>	<p>一 新たに常務に従事することとなった場合</p> <p>イ 当該他の法人の商号又は名称</p> <p>ロ 主たる営業所等の所在地</p> <p>ハ 業務の種類</p> <p>ニ 特定信用事業代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとな</p>	<p>理由書</p>

<p>「項を削る。」</p>	
----------------	--

<p>特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p>	
<p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称 二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所の所在地 三 当該法人等又は</p>	<p>四 変更年月日</p> <p>二 現在の常務に就任している他の法人の商号又は名称及び業務の内容に変更があった場合には、当該変更の内容</p> <p>三 現在の常務に就任している他の法人の商号又は名称</p> <p>二 常務に就任しないこととなった場合には、当該他の法人の商号又は名称</p> <p>二 現在の常務に就任している他の法人の商号又は名称及び業務の内容に変更があった場合には、当該変更の内容</p>
<p>理由書</p>	

	<p>「項を削る。」</p>
<p>特定信用事業代理業者である法人の子法人等又は特定信用事業代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）</p>	<p>の変更</p>
<p>四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容</p> <p>五 変更年月日</p>	<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在</p>
<p>理由書</p>	

「項を削る。」	
---------	--

特定信用事業代理 業者である法人の 役員が行っている 事業の変更	
一 新たに事業を行 う場合には、当該 事業の種類 二 事業を廃止した 場合には、廃止し	地 三 当該子法人等又 は当該親法人等若 しくは当該親法人 等の子法人等（当 該特定信用事業代 理業者である法人 を除く。）の代表 者の氏名又は名称 四 当該子法人等又 は当該親法人等若 しくは当該親法人 等の子法人等（当 該特定信用事業代 理業者である法人 を除く。）の業務 の内容 五 変更年月日
理由書	

<p>[略]</p>	<p>[同上]</p> <p>た事業の種類 三 事業の内容を変 更した場合には、 当該変更の内容 四 変更年月日</p>
<p>別紙様式第1号 (第57条の4第1項第6号及び第57条の25第1項関係)) [略]</p>	<p>別紙様式第1号 (第57条の4第6号及び第57条の25第1項関係) [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^{令第二号}）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(員外利用の範囲)</p> <p>第三条 法第十一条第八項、第八十七条第十一項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。</p> <p>一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（<u>第七條第一項第四号、第五十条の四第一項第一号二、第五十条の三十一の十八第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を除き、以下「組合」という。</u>）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>(組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社^社が有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第七條 法第十一条の八第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十七条の三第二項（法第百條第一項において準用する場合を含む。）、第九十六條第一項及び第百一條第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>(員外利用の範囲)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（<u>第五十条の二第一項第一号ロ、第五十条の三十一の十八第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を除き、以下「組合」という。</u>）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>(組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社^社が有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第七條 〔同上〕</p>

む。)、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項及び
第二百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十六条第五項、第
二十七条第二十項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十
七条第五項及び第五十一条第七項において準用する場合を含む。次
項において同じ。)の規定により、組合、連合会若しくは共済水産
業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものと
される主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以下
「株式等」という。)に係る議決権(法第十一条の八第二項前段(以
法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において
準用する場合を含む。))に規定する議決権をいう。第三号及び第四
号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ(2)を除き、
以下同じ。)とする。

一 「略」

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第
四十三号)第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約
をしている金銭信託(外国において外国の法令に基づいて設定さ
れた信託で当該金銭信託に類するものを含む。))以外の信託に係
る信託財産である株式等(当該株式等に係る議決権について、委
託者又は受益者が行使し、又はその行使について組合、連合会若
しくは共済水産業協同組合連合会若しくはその子会社に指図を行
うことができるものを除く。)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十
号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下「投資

一 「同上」

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第
四十三号)第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約
をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等(当
該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又
はその行使について組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連
合会若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。
)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十
号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下「投資

事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員(外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの(以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。))のこれに相当する構成員を含む。以下この号において「有限責任組合員」という。)となり、組合財産(投資事業有限責任組合類似団体の財産を含む。)として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員(投資事業有限責任組合類似団体のこれに相当する構成員を含む。))に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの(以下この号において「民法組合類似団体」という。))を含み、一人又は数人の組合員(民法組合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。))にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。))となり、組合財産(民法組合類似団体の財産を含む。))として取得し、又は所有する株式等(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資の事業を営むことを約するものによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。))となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

五 「略」
〔2〕4 略〕

(組合又は連合会の特定関係者)

第七条の二 令第九条第二項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。第五十条の四第一項及び第五十条の四十を除き、以下同じ。)とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(令第九条第二項に規定する意思決定機関をいう。以下同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一〕三 略〕
〔2〕3 略〕

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第八十七条の二第一項第六号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産

五 「同上」
〔2〕4 同上〕

(組合又は連合会の特定関係者)

第七条の二 令第九条第二項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。第五十条の二第一項及び第五十条の四十一項を除き、以下同じ。)とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一〕三 同上〕
〔2〕3 同上〕

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 法第八十七条の二第一項第六号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産

、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

〔6〕11 略〕

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第八十七条の二第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受け

、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

〔6〕11 同上〕

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第八十七条の二第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受け

ている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第八十七条の三第一項(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。))及び事業再生会社(第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。))の総株主等の議決権(法第十一条の八第二項前段(法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する総株主等の議決権をいう。第五十条の三十五第三項及び第五十条の四十五第二項を除き、以下同じ。)に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における

ている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第八十七条の三第一項(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。))及び事業再生会社(第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。))の総株主等の議決権(法第十一条の八第二項前段(法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この

基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 「略」

14 法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 「略」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

〔15〕20 略

（特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項）

第五十条の二 法第八十八条において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「号を削る。」

限りでない。

13 「同上」

14 「同上」

一 「同上」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

〔15〕20 同上

（特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項）

第五十条の二 「同上」

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、

「号を削る。」

国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。)

二|| 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合に於ては、当該役員の氏名又は名称、当該他の法人又は事業所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第九条第二項に規定する「親法人等」をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。以下同じ。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

一・二 「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 履歴書、住民票の抄本(外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一

三・四 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第七十条第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている準用銀行法第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第一項第一号ロ(1)の場合において、準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十条の四 「同上」

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本(外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第

七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本

項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。次号ロにおいて同じ。）に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。(1)及び(2)並びに次号ニにおいて同じ。)
（）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面
（1）当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

（2）（1）に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを

。第五十条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

有していない者を除く。次号二において同じ。)
「号を削る。」

二 法人であるときは、次に掲げる書類

- イ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。イ及びロ、第五十条の七並びに第五十条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十条の七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- ロ 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
- ハ 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあ

一の二 個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第五十条の七及び第五十条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十条の七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

つては、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

二 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第九条第二項に規定する親法人等をいう。(3)において同じ。）（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（当該法人及び(1)に掲げる法人等を除く。）

「号を削る。」

「三〇十四 略」

2 前項第一号二(1)の場合において、個人が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用す

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

「三〇十四 同上」

「項を加える。」

る場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(委託契約書の案の記載事項)

第五十条の五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇九 略〕

2 前項の規定は、前条第四号に規定する特定信用事業代理業再委託者と特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、前条第三号及び第四号中「特定信用事業代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、同条第五号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同条第六号中「所属組合」とあるのは「所属組合及び特定信用事業代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

第五十条の六 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第五十条の四第一項第六号に規定する財産に関する調査又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次項第一号において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる

第五十条の五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

(委託契約書の案の記載事項)

〔一〇九 同上〕

2 前項の規定は、前条第四号に規定する特定信用事業代理業再委託者と特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同条第三号及び第四号中「特定信用事業代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、同条第五号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同条第六号中「所属組合」とあるのは「所属組合及び特定信用事業代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎)

第五十条の六 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第五十条の四第六号に規定する財産に関する調査又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次項及び次条において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分

区分に応じ、当該各号に定める額以上であることとする。

「一・二 略」

2 次に掲げる者は、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

- 一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属組合（当該個人が特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行う場合は、当該特定信用事業代理業再委託者を含む。）が特定信用事業代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「略」

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合（法第七十七条第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた同条第一項に規定する銀行等にあつては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）とする。

一 「略」

二 第五十条の四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類に記載すべき事項に変更があつた場合

三・四 「略」

2 特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定に

に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

「一・二 同上」

2 「同上」

- 一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属組合（当該個人が特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行う場合は、当該特定信用事業代理業再委託者を含む。）が特定信用事業代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「同上」

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「同上」

「号を加える。」

二・三 「同上」

2 特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定に

<p>よる届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（前項第三号に掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項第二号に該当する場合の届出は、半期ごとに一括して行うことができる。</p> <p>4 第一項第四号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>5 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。</p>		
別表第二（第五十条の九関係）	届出事項	添付書類
	「略」	
	「項を削る。」	

<p>よる届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（前項第二号に掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>3 第一項第三号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。</p>		
別表第二（第五十条の九関係）	届出事項	添付書類
	「同上」	
	<p>特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が常務に從事する他の法人の</p>	<p>理由書</p> <p>一 新たに常務に從事することとなつた場合</p> <p>イ 当該他の法人の商号又は名称</p> <p>ロ 主たる営業所</p>

「項を削る。」	
---------	--

業者である個人が 特定信用事業代理	<div style="text-align: right;">変更</div> <p>等の所在地 ハ 業務の種類 ニ 特定信用事業 代理業者が法人 である場合は、 新たに常務に従 事することとな った役員の氏名 二 常務に従事しな いこととなった場 合には、当該他の 法人の商号又は名 称 三 現在常務に従事 している他の法人 の商号又は名称及 び業務の内容に変 更があつた場合に は、当該変更の内 容 四 変更年月日</p>
理由書	

	<p>「項を削る。」</p>
--	----------------

<p>総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p>	<p>特定信用事業代理業者である法人の子法人等又は特定信用事業代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である）</p>
<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の商号又は名称 二 当該子法人等又は</p>	<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の商号又は名称 二 当該子法人等又は</p>
<p>人等の商号又は名称 二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地 三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称 四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容 五 変更年月日</p>	<p>理由書</p>

る法人を除く。)
の変更

は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人を除く。）の業務

<p>「項を削る。」</p>	<p>の内容 五 変更年月日</p> <p>理由書</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>別紙様式第1号 (第50条の4第1項第6号及び第50条の25第1項関係)</p>	<p>別紙様式第1号 (第50条の4第6号及び第50条の25第1項関係)</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>〔略〕</p>

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部
改正)

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
附則		附則	
<p>(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等) 第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。</p>			
〔略〕	第三十四条の三十一	〔同上〕	第三十四条の三十二第一項及び第二項
	銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する主務省令で定める事項	銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する主務省令で定める事項	銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する主務省令で定める事項
〔項を削る。〕		第三十四条の三十二第三項	銀行法施行規則第三十四条の三十二第一項第一号ロ(1)の規定を準用する場合
〔略〕	第三十四条の三十四第一項及び第三十四条の三十五	〔同上〕	第三十四条の三十四及び第三十四条の三十五
	銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する主務省令で定める書類	銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する主務省令で定める書類	銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する主務省令で定める書類
第三十四条の三十四第二項	銀行法施行規則第三十四条の三十四第一項第一号ニ(1)の規定を準用する場合	〔項を加える。〕	
〔略〕		〔同上〕	

〔略〕	読み替える銀行法 施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	<p>2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
〔略〕	第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の三、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第五号及び第六号並びに第九項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出	

〔同上〕	読み替える銀行法 施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	<p>2 〔同上〕</p>		
〔同上〕	第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の三、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出	

第十七条の第二十
四項

14 法第十六条の
二第一項第十二号
に規定する内閣府
令で定めるものは
、次に掲げる業務
及びこれらに附帯
する業務を専ら営
む会社とする。
一 次条第二項第
十二号に掲げる
業務
二 他の事業者等
の経営に関する
相談の実施、当
該他の事業者等
の業務に関連す
る事業者等又は
顧客の紹介その
他の必要な情報
の提供及び助言
(前号に掲げる
業務による資金
の供給を受け、

14 法第十六条の
二第一項第十二号
に規定する主務省
令で定めるものは
、次に掲げる業務
及びこれらに附帯
する業務を専ら営
む会社とする。
一 次条第二項第
十二号に掲げる
業務
二 他の事業者等
の経営に関する
相談の実施、当
該他の事業者等
の業務に関連す
る事業者等又は
顧客の紹介その
他の必要な情報
の提供及び助言
(前号に掲げる
業務による資金
の供給を受け、

第十七条の第二十
四項

14 法第十六条の
二第一項第十二号
に規定する内閣府
令で定めるものは
、次に掲げる業務
及びこれらに附帯
する業務を専ら営
む会社とする。
一 次条第二項第
十二号に掲げる
業務
二 他の事業者等
の経営に関する
相談の実施、当
該他の事業者等
の業務に関連す
る事業者等又は
顧客の紹介その
他の必要な情報
の提供及び助言
(前号に掲げる
業務による資金
の供給を受け、

14 法第十六条の
二第一項第十二号
に規定する主務省
令で定めるものは
、次に掲げる業務
及びこれらに附帯
する業務を専ら営
む会社とする。
一 次条第二項第
十二号に掲げる
業務
二 他の事業者等
の経営に関する
相談の実施、当
該他の事業者等
の業務に関連す
る事業者等又は
顧客の紹介その
他の必要な情報
の提供及び助言
(前号に掲げる
業務による資金
の供給を受け、

又は受けること
が見込まれる株
式会社に係るも
のを主として行
うものに限る。
)

又は受けること
が見込まれる株
式会社に係るも
のを主として行
うものに限る。
)

14の2 再編強化
法附則第三十三条
第一項の規定によ
り適用する銀行法
第十六条の二第一
項第十五号に規定
する主務省令で定
める会社は、次に
掲げる業務を専ら
営む会社又は障害
者の雇用の促進等
に関する法律（昭
和三十五年法律第
百二十三号。以下
この項において「
障害者雇用促進法
」という。）第四

又は受けること
が見込まれる株
式会社に係るも
のに限る。)

又は受けること
が見込まれる株
式会社に係るも
のに限る。)

14の2 再編強化
法附則第三十三条
第一項の規定によ
り適用する銀行法
第十六条の二第一
項第十五号に規定
する主務省令で定
める会社は、次に
掲げる業務を専ら
営む会社又は障害
者の雇用の促進等
に関する法律（昭
和三十五年法律第
百二十三号。以下
この項において「
障害者雇用促進法
」という。）第四

十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。）とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該特定承継会社の営む銀行法第二条第二項に規定する銀行業の高度化若しく

十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。）とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該特定承継会社の営む銀行法第二条第二項に規定する銀行業の高度化若しく

は当該特定承継会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該特定承継会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

は当該特定承継会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該特定承継会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該特定承継会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該特定承継会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又

は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託その他の当該特定承継会社の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者でないものに限る。

は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託その他の当該特定承継会社の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者でないものに限る。

四 他の事業者等
のために電子計
算機を使用する
ことにより機能
するシステムの
設計、開発若し
くは保守（当該
特定承継会社若
しくはその子会
社が単独で若し
くは他の事業者
等と共同して設
計し、若しくは
開発したシステ
ム又はこれに準
ずるものに係る
ものに限る。）
又はプログラム
の設計、作成、
販売（プログラ
ムの販売に伴い
必要となる附属
機器の販売を含

四 他の事業者等
のために電子計
算機を使用する
ことにより機能
するシステムの
設計、開発若し
くは保守（当該
特定承継会社若
しくはその子会
社が単独で若し
くは他の事業者
等と共同して設
計し、若しくは
開発したシステ
ム又はこれに準
ずるものに係る
ものに限る。）
又はプログラム
の設計、作成、
販売（プログラ
ムの販売に伴い
必要となる附属
機器の販売を含

む。)若しくは
保守(当該特定
承継会社若しく
はその子会社が
単独で若しくは
他の事業者等と
共同して設計し
、若しくは作成
したプログラム
又はこれに準ず
るものに係るも
のに限る。)を
行う業務(第一
号に掲げる業務
に該当するもの
を除く。)

五 他の事業者等
の業務に関する
広告、宣伝、調
査、情報の分析
又は情報の提供
を行う業務

む。)若しくは
保守(当該特定
承継会社若しく
はその子会社が
単独で若しくは
他の事業者等と
共同して設計し
、若しくは作成
したプログラム
又はこれに準ず
るものに係るも
のに限る。)を
行う業務(第一
号に掲げる業務
に該当するもの
を除く。)

五 他の事業者等
の業務に関する
広告、宣伝、調
査、情報の分析
又は情報の提供
を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	
		<p>八 前各号に掲げる業務に關し必要となる業務であつて、子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの</p> <p>九 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>
	[同上]	
		<p>八 前各号に掲げる業務に關し必要となる業務であつて、子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの</p> <p>九 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第十三条 法第二十四条第五項(法第七十三条第九項、令第七条第五項並びに第九十五条第十五項、第九十七条第五項、第一百条第十一項、第一百条の二第五項、第一百四十三条第三項、第一百四十四条の二第五項及び第一百五十一条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。)</p> <p>(の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以下「株式等」という。)に係る議決権(法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第一百三十三条を除き、以下同じ。)とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託(外国において外国の法令に基づいて設定された信託で当該金銭信託に類するものを含む。) 以外の信託に係る信託財産である株式等(当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。)</p> <p>三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号、第九十五条第七項第一号及び第一百四十四条の二第一項第一号にお</p>	<p>(農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等(当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。)</p> <p>三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号、第九十五条第七項第一号及び第一百四十四条の二第一項第一号にお</p>

て「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員（外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの（以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。）のこれに相当する構成員を含む。以下この号において「有限責任組合員」という。）となり、組合財産（投資事業有限責任組合類似団体の財産を含む。）として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員（投資事業有限責任組合類似団体のこれに相当する構成員を含む。）に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの（以下この号において「民法組合類似団体」という。）を含み、一人又は数人の組合員（民法組合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産（民法組合類似団体の財産を含む。）として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる

て「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

きる場合を除く。)

〔五・六 略〕

〔2〕4 略〕

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

第七十一条の四 令第七条第一項第一号口の主務省令で定める者は、会社である同一人自身(同項に規定する同一人自身をいう。)又は当該同一人自身を合算子法人等(同条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。)とする法人等(同号口に規定する法人等をいう。第百二十条第一項及び第百四十七条の二十三を除き、以下同じ。)(当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。))第二号第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。次条第一項第一号及び第七十一条の六第一号において同じ。に該当する場合に限る。)の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号において「財務諸表等規則」という。))第八号第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。

合) (信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

〔五・六 同上〕

〔2〕4 同上〕

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

第七十一条の四 令第七条第一項第一号口の主務省令で定める者は、会社である同一人自身(同項に規定する同一人自身をいう。)又は当該同一人自身を合算子法人等(同条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。)とする法人等(令第七条第一項第一号口に規定する法人等をいう。第百十八条及び第百四十七条の二十三を除き、以下同じ。)(当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。))第二号第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。次条第一項第一号及び第七十一条の六第一号において同じ。に該当する場合に限る。)の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号において「財務諸表等規則」という。))第八号第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。

合) (信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第七十四条 「略」

2 令第七条第九項第三号の会員が主たる出資者となっているもので主務省令で定めるものは、総株主等の議決権（法第二十四条第四項前段に規定する総株主等の議決権をいう。第百四十七条の十九第三項及び第百四十七条の二十八第二項を除き、以下同じ。）の二分の一以上の議決権が会員により保有されている会社（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十四第一項に規定する子会社対象会社及び同法第十一条の六十六第一項に規定する子会社対象会社並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社及び同法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社を除く。）であつて、当該会員の行う事業の一部を営むものとする。

〔3〕5 略〕

（専門子会社の業務等）

第九十五条 「略」

〔2〕3 略〕

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入

第七十四条 「同上」

2 令第七条第九項第三号の会員が主たる出資者となっているもので主務省令で定めるものは、総株主等の議決権（法第二十四条第五項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の二分の一以上の議決権が会員により保有されている会社（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十四第一項に規定する子会社対象会社及び同法第十一条の六十六第一項に規定する子会社対象会社並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社及び同法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社を除く。）であつて、当該会員の行う事業の一部を営むものとする。

〔3〕5 同上〕

（専門子会社の業務等）

第九十五条 「同上」

〔2〕3 同上〕

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入

、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

〔5〕12 略〕

13 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 〔略〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）

〔14〕15 略〕

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第九十九条の三 法第七十二条第六項第一号の主務省令で定めるものは、第九十七条第二項第七号、第十五号から第十七号まで及び第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

〔5〕12 同上〕

13 〔同上〕

一 〔同上〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

〔14〕15 同上〕

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第九十九条の三 法第七十二条第六項第一号の主務省令で定めるものは、第九十七条第二項第七号、第十五号、第十六号及び第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

(農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項)
第百十八条 法第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「号を削る。」

(農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項)
第百十八条 「同上」

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。)

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

「号を削る。」

一・二
〔略〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

- (1) 当該法人の子法人等
- (2) 当該法人の親法人等（令第八条第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。以下同じ。）
- (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三・四
〔同上〕

2|| 前項の規定にかかわらず、法第九十五条の三第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている準用銀行法第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3|| 第七十四条第五項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(許可申請書のその他の添付書類)

第二百二十条 准用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第四百四十七条の十九第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二百二十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 申請者（准用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。次号ロにおいて同じ。）に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

(許可申請書のその他の添付書類)

第二百二十条 「同上」

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本

。第四百四十七条の十九第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二百二十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

- 二 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。（1）及び（2）並びに次号二において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面
- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等
- (2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号二において同じ。）

〔号を削る。〕

二 法人であるときは、次に掲げる書類

- イ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。イ及びロ、第二百二十三条並びに第三百三十四条において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在す

- 一の二 個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

- 二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。第二百二十二条及び第三百三十三条において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該

る役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第二百二十三号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ロ 役員の前婚前の氏名を当該役員の前婚前の氏名に併せて申請書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

ハ 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあっては、当該役員の前婚前の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

ニ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第八条第二項に規定する親法人等をいう。(3)において同じ。)(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(当該法人及び(1)に掲げる法人等を除く。)

役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第二百二十三号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

「号を削る。」

「三〇十四 略」

2 第七十四条第五項の規定は、前項第一号ニ(1)の場合において個人が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第五項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（委託契約書の案の記載事項）

第二百一十一条 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇九 略」

2 前項の規定は、前条第一項第四号に規定する農林中央金庫代理業再委託者と農林中央金庫代理業再委託者との間の農林中央金庫代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、前項第三号及び第四号中「農林中央金庫代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、同項第五号

二〇二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

「三〇十四 同上」

「項を加える。」

（委託契約書の案の記載事項）

第二百一十一条 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇九 同上」

2 前項の規定は、前条第四号に規定する農林中央金庫代理業再委託者と農林中央金庫代理業再委託者との間の農林中央金庫代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号及び第五号中「農林中央金庫代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、同項第六号中「再

中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第六号中「農林中央金庫」とあるのは「農林中央金庫及び農林中央金庫代理業再委託者」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎）

第二百二十二条 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第百二十条第一項第六号に規定する財産に関する調書又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項第一号において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上であることとする。

「一・二 略」

2 次に掲げる者は、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

- 一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて農林中央金庫（当該個人が農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受けて農林中央金庫代理業を営む場合は、当該農林中央金庫代理業再委託者を含む。）が農林中央金庫代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「略」

委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第六号中「農林中央金庫」とあるのは「農林中央金庫及び農林中央金庫代理業再委託者」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎）

第二百二十二条 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第百二十条第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

「一・二 同上」

2 「同上」

- 一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて農林中央金庫（当該個人が農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受けて農林中央金庫代理業を営む場合は、当該農林中央金庫代理業再委託者を含む。）が農林中央金庫代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「同上」

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第四百七十七条 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合(法第九十五条の三第二項の規定により農林中央金庫代理業者とみなされた同条第一項に規定する銀行等)にあっては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。)とする。

一 「略」

二 第二百二十条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類に記載すべき事項に変更があった場合

三・四 「略」

2 農林中央金庫代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(前項第三号に掲げる場合)にあっては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し)を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

3 第一項第二号に該当する場合の届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

4 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員(役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。)又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〜六 略」

5 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第四百七十七条 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「同上」

「号を加える。」

二・三 「同上」

2 農林中央金庫代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(前項第二号に掲げる場合)にあっては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し)を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

「項を加える。」

3 第一項第三号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員(役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。)又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〜六 同上」

4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中

中央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

別表第一（第百二十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
<p>〔略〕</p>		
<p>〔項を削る。〕</p>		

中央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

別表第一（第百二十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
<p>〔同上〕</p>		
<p>農林中央金庫代理業者である個人又は農林中央金庫代理業者である法人の役員が常務に就する他の法人の変更</p>		
<p>一 新たに常務に従事することとなった場合</p> <p>イ 当該他の法人の商号又は名称 ロ 主たる営業所等の所在地 ハ 業務の種類 ニ 農林中央金庫代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなった役員の名</p> <p>二 常務に従事しないこととなった場合には、当該他の法人の商号又は名</p>		<p>理由書</p>

	<p>「項を削る。」</p>
--	----------------

<p>農林中央金庫代理業者である個人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p>	
<p>三 現在常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の内容に変更があった場合には、当該変更の内容</p> <p>四 変更年月日</p>	<p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所の所在地</p> <p>三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称</p> <p>四 当該法人等又は当該法人等の子法人等</p>
<p>理由書</p>	

	<p>「項を削る。」</p>
<p>農林中央金庫代理業者である法人の子法人等又は農林中央金庫代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該農林中央金庫代理業者である法人を除く。）</p>	<p>農林中央金庫代理業者である法人の子法人等又は農林中央金庫代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該農林中央金庫代理業者である法人を除く。）</p>
<p>五 人等の業務の内容 変更年月日</p>	<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該農林中央金庫代理業者である法人を除く。）の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該農林中央金庫代理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該</p>
<p>理由書</p>	

	<p>「項を削る。」</p>
--	----------------

	<p>農林中央金庫代理 業者である法人の 役員が営んでいる 事業の変更</p>
<p>該農林中央金庫代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称 四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該農林中央金庫代理業者である法人を除く。）の業務の内容 五 変更年月日</p>	<p>一 新たに事業を営む場合には、当該事業の種類 二 事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類 三 事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容 四 変更年月日</p>
	<p>理由書</p>

[略]	[同上]
別紙様式第11号 (第120条第1項第6号及び第141条第1項関係) 略]	別紙様式第11号 (第120条第6号及び第141条第1項関係) [同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和六年十一月三十日から施行する。

(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この命令の施行の日(以下この条、次条及び第四条において「施行日」という。)前に農業協同組合第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の三十七第一項の規定に基づき提出された申請書のうち第一条の規定による改正前の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の二第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる事項が記載された部分(施行日の三十日前の日前に当該事項に変更が生じた場合であつて、同法第五十二条の三十九第一項の規定に基づく届出が提出されていないものを除く。)は、それぞれ第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(以下この条において「新農業協同組合等信用事業命令」という。)第五十七条の四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類とみなし、新農業協同組合等信用事業命令第五十七条の三十一第一項第二号及び第

三項を適用する。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百八条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の三十七第一項の規定に基づき提出された申請書のうち第二条の規定による改正前の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の二第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる事項が記載された部分(施行日の三十日前の日前に当該事項に変更が生じた場合であつて、同法第五十二条の三十九第一項の規定に基づく届出が提出されていないものを除く。)は、それぞれ第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(以下この条において「新漁業協同組合等信用事業命令」という。)第五十条の四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類とみなし、新漁業協同組合等信用事業命令第五十条の三十一第一項第二号及び第三項を適用する。

(農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の三十七第一項の規定に基づき提出された申請書のうち第三条の規定による改正前

の農林中央金庫法施行規則第百十八条第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる事項が記載された部分（施行日の三十日前の日前に当該事項に変更が生じた場合であつて、同法第五十二条の三十九第一項の規定に基づく届出が提出されていないものを除く。）は、それぞれ第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下この条において「新農林中央金庫法施行規則」という。）第百二十条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類とみなし、新農林中央金庫法施行規則第百四十七条第一項第二号及び第三項を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。